次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
［略］	［略］	［同上］	［同上］
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	四千二百円	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	四千二百円
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	四千四百円		
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十二号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第三条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１章　地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解	**第１章**　地方独立行政法人（公営企業型を除く。）に適用される会計基準及び注解
［第１～第７　略］	［第１～第７　同左］
第２節　概念	**第２節**　概念
［第８～第11　略］	［第８～第11　同左］
第12　投資その他の資産	第12　投資その他の資産
［１　略］	［１　同左］
２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。	２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。
⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第111　連結の範囲」及び「第121　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く	⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第110　連結の範囲」及び「第120　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く
［⑵・⑶　略］	［⑵・⑶　同左］
⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第109　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。	⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）又は関係法人（「第108　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。
［⑸～⑼　略］	［⑸～⑼　同左］
⑽　退職給付引当金見返（「第90　退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。）	⑽　退職給付引当金見返（「第89　退職給付に係る会計処理」により計上される退職給付引当金見返をいう。以下同じ。公立大学法人を除く。）
［⑾　略］	［⑾　同左］
第13　流動資産	第13　流動資産
次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注８）	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。（注８）
［⑴～⑭　略］	［⑴～⑭　同左］